

週休2日確保工事試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取り組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日確保工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休2日確保工事

対象期間において、原則、土曜日・日曜日を現場閉所とし、週単位（完全週休2日）、月単位又は通期で現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。

(2) 週休2日

1) 週単位（完全週休2日）

対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

2) 月単位

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

3) 通期

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

(3) 対象期間

現場着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、松山市が発注するすべての工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除く。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事等）
- (2) 現場での実作業日数が5日未満の工事
- (3) その他週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事

(発注方式)

第4条 対象工事は、発注時に通期の週休2日確保工事に取り組むことを指定し、設計図書に「週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書」を添付し明示するものとする。

- 2 契約後、受注者は発注者に希望を届け出ることにより、取り組みを週単位または月単位の週休2日確保工事に変更することができる。ただし、週単位の週休2日確保工事について、港湾土木請負工事積算基準、漁港漁場関係工事積算基準による工事（以下「港湾工事」という。）は対象外とする。

(実施方法)

第5条 週休2日確保工事の受注者（以下「受注者」という。）は、現場着手日までに第4条第2項による取り組み変更実施の有無について、工事打合簿で監督員に通知しなければならない。

- 2 受注者は、工事途中で工事打合簿に理由を記載し通知することで週休2日の取り組みを次のとおり変更することができる。
 - (1) 週単位の週休2日確保工事は、月単位または通期の週休2日確保工事に変更することができる。
 - (2) 月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事に変更することができる。
- 3 受注者は現場着手までに週単位、月単位又は通期の週休2日確保工事の取り組みに応じた月間の現場閉所計画書を作成し、監督員に提出し確認を受けるものとする。
- 4 受注者は、原則として前項の計画書に現場閉所の実施状況を記載し、監督員に週休2日確保工事の取り組み状況を毎月報告する。
- 5 受注者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- 6 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を明示するものとする。
- 7 通期の週休2日確保工事を実施した受注者は、現場作業がすべて完了した後、速やかに通期の現場閉所率を記載した報告書を監督員に提出する。
- 8 受注者は、天候や緊急対応等による現場閉所日の振替をすることができる。
- 9 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
- 10 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。
- 11 受注者は、工事日報やKY活動日誌等現場閉所の確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第6条 月単位の週休2日確保工事の取り組みを実施した港湾工事については、以下の補正係数をそれぞれの経費に乗じるものとし、最終変更契約時に当該補正分の増額を行う。

(港湾工事)

- ・港湾土木請負工事積算基準、漁港漁場関係工事積算基準により積算した工事
- 共通仮設費率 1. 0 2
- 現場管理費率 1. 0 3

(工事成績評定)

- 第7条 週休2日確保工事を実施した工事については、工事成績評定の「工程管理」で加点評価を行う。週単位または月単位の週休2日確保工事を実施した工事については、追加で加点評価を行う。
- 2 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

(留意事項)

- 第8条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。
- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期する。
 - (2) 週休2日の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。
 - (3) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
 - (4) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

(アンケート調査等)

- 第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

- 第10条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。(令和7年10月1日以降の積算から適用)

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。(令和8年9月1日以降の積算から適用)